

総務文教常任委員会会議記録

(条例等審査)

1. 開催日	令和2年9月4日(金)
2. 場所	議員協議会室
3. 出席議員	渡辺拓道委員長、大上和則副委員長、原田豊彦委員、隅田雅春委員、安井博幸委員、足立義則委員、森本富夫議長
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	<p>議案第61号 丹波篠山市民の記憶にとどめる日及び月間を定める条例</p> <p>議案第62号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第66号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第67号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第68号 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について</p> <p>議案第69号 丹波篠山市立大山緑の会館の指定管理者の指定について</p>
6. 議事の経過	<p>渡辺委員長 開議宣告</p> <p><b>■教育委員会</b></p> <p><b>日程第3 議案第66号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p><b>【主な説明】</b> 議案書に基づき説明</p> <p><b>【主な質疑】</b> 隅田委員 チルドレンズミュージアムの新しい指定管理者は、地元の人たちを</p>

	雇用されるのですか。雇用されるとすれば何名ぐらい採用される予定ですか。
教育委員会	チルドレンズミュージアムの指定管理は創造都市課が所管しておりますので、こちらでは把握していません。教育委員会では、児童クラブを施設内に設置しますので、児童クラブは幾らか地元採用があればよいと思っています。
安井委員	多紀児童クラブの運営形態が公設民営に変わりますが、利用料は変わらないと理解してよろしいか。
教育委員会	利用料につきましては市内統一にさせていただいております。民設民営の補助の団体でしたら利用料は、補助の団体に入りますし、公設民営の委託になりましたら市が管理するということになります。
渡辺委員長	児童クラブを公設にすることで、教育委員会として今後、設備や備品等の整備の必要はありますか。
教育委員会	多紀児童クラブは、現在ドリームアウェイに運営していただいておりますが、備品等につきましては、市からの補助金で購入いただいておりますので、引き続き使用することになります。改めて整備する考えはございません。

#### 日程第4 議案第67号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

##### 【主な説明】

議案書に基づき説明

##### 【主な質疑】

隅田委員 意見ですが、預かり保育施設の名称について、「こどものおしろ」の前に地区名があったほうがわかりやすいと個人的には思います。この施設がどこにあるのか、わかりづらいので、例えば、名称を「篠山こどものおしろ」にすればわかりやすいと思います。

森本議長 教育委員会全体として、多紀児童クラブを公設にすることで職員がいる。そして、こどものおしろを開設することで、職員が必要です。有資格者でなくてもよいことも認識していますが、今でも、職員確保が厳しい状況と伺っている中、新たな職員の確保に対する目途や手段などについて、お聞きしたいと思います。

教育委員会	<p>今回、新たに設置しますこどものおしろの預かり保育施設ですが、利用人数を約20人と見込んでおり、職員の配置といたしましては、有資格者の指導員2名、補助員2名の4名体制でスタートしたいと考えています。まだ、指導員の確保につきましては、募集も始まっていませんが、主任指導員につきましては、現在、他の預かり保育施設でお世話になっている方の異動で確保したいと思っています。これまでの経験を生かしてもらってスムーズにスタートさせていきたいと思っていますので、まず主任指導員につきましてはそのような方向を考えています。職員の配置につきましては、いろいろなところで、情報を得ながら、人員確保に努めていきたいと考えています。</p>
渡辺委員長	<p>指導員2名と補助員2名ということですが、預かり人数をどのように見込まれていますか。</p>
教育委員会	<p>新たにできますこどものおしろの利用人数につきましては、7月に対象3地区の3歳児と4歳児の保護者104人を対象に、現時点での希望調査をとらせていただきました。その結果、回答率が77%でございまして、実際に預かり保育を希望された方が、9人でした。まだ、回答いただいていない方や、現時点では利用を希望されていない方が、利用されることもありますので、おおよそ20人と見込んでいます。</p>
渡辺委員長	<p>この預かり保育施設の設置については、保護者や地域を交え、話をした結果、篠山幼稚園内に設置することになりましたが、この取り組みは一時的な措置で、将来に向けて教育委員会も保護者等に説明をしながら考えていくと認識しています。そうした今後についての議論が、幾らか進みつつあるのか、まだなのか、状況をお伺いしたいと思います。</p>
教育委員会	<p>昨年度、この預かり保育施設を設置するに当たりましては、保護者や地域の方を交えたあり方検討会において、話し合いをさせていただいたところですが、その場で結論めいたものとしたしましては、将来、私立こども園と公立幼稚園3園を含めて、適切に評価できるような時期に至ったときに、そうした将来的な在り方について、再度検討しようということになっております。その評価する時期がどうなるかということですが、時期については明記しておりません。現状といたしまして、地域の保護者もそうですし、地域の方もそうだと思いますが、私立こども園でどのような保育、または教育がなされているのか、あるいは公立幼稚園でどのような教育がなされているのかという、例えば違いや特色などがおそらく、細かい点までは周知されていないと思</p>

います。それは、保護者の方が悪いのではなく、こども未来課が適切に情報を提供してこれなかったということもあり、その点については、反省をしているところでございます。そうした反省を踏まえまして、私立こども園について、しっかり私どもも知っていかないといけないし、いろいろな取り組みを連携していかないといけないという部分で、今年度は、例えばいろいろな研修会をしっかり合同でやっていく。また、私立こども園に教育長が訪問して、事情をしっかり聞かせていただくことを毎年定期的に行うというところで、今年度既に篠山こども園では実施をさせていただきました。なお、富山こども園は今後、日程調整をして実施させていただく予定です。そうした私立こども園との連携を深める中で、地域、保護者の方にも、いろいろな情報が伝わって、こちらに行ったらこんな教育を受けられるなどの情報をしっかりと提供させていただいた上で、皆さんがいろいろよく知っていただいた時期に再度、将来的な部分の検討を進めていこうと進めております。

渡辺委員長

今年度については、いろいろと教育委員会も私立こども園の実情をしっかりと理解するという段階で、それが済んだら、地域の方や保護者にいろいろと情報発信をしていくと理解しますが、来年度ぐらいから、そういった取り組みに移っていくという理解でよろしいか。

教育委員会

今年度しっかりと連携を進めていきながら、今年度も含めて来年度は、しっかりと情報発信していきたいと思っております。それがまた保護者、地域の方にしっかりと伝わっていった段階で、次のことについての検討が進められると考えております。

隅田委員

現時点での来年度の預かり希望者9名と説明がありましたが、3園の内訳について説明をお願いします。

教育委員会

篠山幼稚園では希望はありません。たまみず幼稚園が7名、岡野幼稚園が2名の9名でございます。

## ■行政経営部

### 日程第6 議案第69号 丹波篠山市立大山緑の会館の指定管理者の指定について

#### 【主な説明】

議案書に基づき説明

**【主な質疑】**

— 質疑なし —

**■企画総務部**

**日程第1 議案第61号 丹波篠山市民の記憶にとどめる日及び月間を定める条例**

**【主な説明】**

議案書に基づき説明

**【主な質疑】**

隅田委員

この条例案については、もう少し議論が必要だという気がしております。丹波篠山の日は、丹波篠山市が誕生した5月1日ということは分かるのですが、市を抜いて丹波篠山の日とすることが理解できかねます。また、11月18日と6月を条例で制定する必要があるのかとも思います。ましてや、フェノールは、丹波篠山市の危機管理や安全を講ずる月とすることはよいかもしれませんが、それをわざわざフェノール流出事故を取り上げて、それを条例に明記する必要があるのかとも思います。こうしたことをもう少し議論する必要があるのではないかと考えています。企業懇談会から5月1日を「丹波篠山の日」とするよう提案されてますが、執行部との質疑というよりは、議員間で討議してもよい課題だと思います。

渡辺委員長

追加資料の企業懇談会からの提言については、認識しておりました。しかしながら、懇談会のメンバーからは、「11月18日は求めていない。5月1日は考えてもよいのではないかと提案させていただきました」と聞いています。どちらかというとならば11月18日は、否定的な御意見をいただいておりますが、十分協議がなされて、記憶にとどめる日、月間として3つ挙げられたということだと思いますが、私ももう少し議論が必要ではないかと思っています。先ほど課長からの提案説明中で幾らが少し引かかるところがあります。まず条例化するというところで、理念的なものであるかもしれませんが、条例のタイトルも市民の記憶にとどめる日、あるいは月間ということで、市民みんなで記憶しておきましょうということをや強要しているという感じを受けます。条例ですから、どうしてもそうなるという思いを少し持っています。

すが。次に月間ですが、先ほど課長から、これをもって市民の危機管理意識の向上を目指すという趣旨の説明がありました。しかしながら、基本的に私の認識では、この危機管理月間は当時、平成14年6月にフェノールの流出事故が発生して、それに対応されたのですが、後になって浄水場の対応が悪く、水道水に混入してしまったということがありました。それについては市民というよりも、行政側、当時、企業部でしたか、その対応が悪かったという反省の中で、行政の戒めとして、きちりとそういう危機管理意識を持って行政運営を行っていくという意識で、この危機管理月間が設けられたという認識を持っていました。それを行政の戒めではなく、何か市民に問題を付け替えるように聞こえました。あわせて11月18日の意味合いもどちらかというと、当時、市が市名変更を推進してきた過程がありますが、そういった市政を運営する者に対して、そういうことの決め方はよくないのではないかとということで、市民がNOを突きつけたという意味合いがあったと思っていますので、どちらかというと11月18日は、市政に関わる者が自分たちの戒めとして、持つておかなければならない日だと思います。5月1日は、一つの節目の日ですので、これは市民で共有したらよいという思いがありますが、11月18日と月間については、市民の記憶にとどめてもらうという意味合いがよくわからないのですが、もう少し説明をお願いします。

企画総務部

丹波篠山市危機管理月間でございますが、提案の趣旨につきまして再度繰り返しになりますが、フェノールの流出事故が発生した6月を、発生時の混乱を教訓に市の危機管理体制の点検及び強化を図る月間として、丹波篠山市危機管理月間と定めるということですので、第一義的には、委員長おっしゃっていただいたように、市の体制をきちっと強化を図る、点検をするということが大きなポイントになろうかと思っています。それにつきましても市民の皆さんとしっかりと共有しながら、そういった事故が起こったが、これからそういうことがないようにしようということで、近年の豪雨やコロナを始めとして、危機管理については行政だけにかかわらず、市民の皆さんと共有して、自助互助共助公助ということではないですけれども、そういった防災体制も築いていかないといけないという危機管理の大きな考え方のもとに、市民の皆さんと一緒に取り組んでいく、そのための記憶を忘れることがないようにという趣旨で今回提案させていただいたところでございます。

また丹波篠山市民の日につきまして、市制施行以降、初めての住民投票が成立した日が11月18日ということですが、確かに問題提起されました部分につきましては、市政の戒めという部分も市民の皆さんからあろうかと思えます。ただ、それよりも投票率が約7割に達した、市民みんなで市の大事なことを決定したという、この部分が非常に大事だったということ再度評価いたしまして、市民協働を自治基本条例でもうたっておりますので、市としても、この辺りをしっかりと踏まえた上で市民の皆さんと協力体制、協働体制をとった上で、まちづくりを進めていく必要がある、一緒に行きましょうという趣旨の内容でございます。

安井委員

企業懇談会からの提言書にも5月1日のことに関して書かれているだけであって、私も5月1日だけでよいという気がしています。5月1日を定めるのであれば、あわせて11月18日も定めよう、フェノールの危機管理もということでもとめて定めようというように感じてしまいましたが、実際、必要なのは5月1日だけでよいと思えます。

足立委員

平成11年4月1日の4町合併で篠山市が誕生した日は、条例等で定められているのですか。

企画総務部

4月1日については、条例規定は特にないと理解しています。

足立委員

何度も合併協議が破綻になり、丹波篠山市のおおもとである大きな課題であった多紀郡4町の合併、それも平成の大合併の全国のトップという記念すべき日を条例制定していない理由は何ですか。

企画総務部

市民の日を定めようということ今年度、令和2年度の施政方針の中でうたわせていただいております。その中で、まず11月18日を丹波篠山市民の日として定めたいというのが、今年度の市としての考え方でした。その中で先ほど説明しましたように、5月1日についても、企業懇談会から御意見もいただきました。さらに先ほどの防災の意識も入れて、今回、この3つになったという経緯がございます。特に11月18日につきましては、先ほど委員長もおっしゃっていただいたように、市の考え、また議会でたくさん議論もいただきましたし、市民の方の御意見もございましたが、最終的には、市初めての住民投票になりました。当時、賛成反対はございましたが、それぞれが市のことを大切に思っていて、いろいろなことに動いていただいた。それが最終の住民投票になったということですので、そういったそれぞれの思いを尊重し、市民の声を大切にするという意味で、11月18日を条例で定めようというのが、施政方針での提案の

始めでございます。そこから今回のこの条例の話が始まっておりますので、足立委員が御質問いただいた平成11年4月1日については、申し訳ございませんが、議論の中には入ってこなかったというところでございます。

足立委員

言い換えると、記憶にとどめなくてもよい日が平成11年4月1日ともとれるわけです。4町合併のときは、みんなでいろいろと今までのまちづくりをしてきた中で、一つになって新たなまちづくりのために前を向いて行こうということで、ここはスタート時点だけでもその日を振り返ることなく、思い出にすることなく前へ向いてまちづくりしようという、こういう気持ち、思いでしたので記念日等々の話が出なかったと思います。

ところが企業懇談会の提言にある丹波篠山という名前を守っていただいた先人たちの苦労や先達の功績には敬意を表してという気持ちはわかりますけれども、それと同じように11月18日という日は、いわゆる気持ちが一つになったわけでもなく、賛否ある中で、いろいろ分かれたから住民投票という、いわゆる直接民主主義というものが行われて、間接民主主義の役割を果たしている我々議会の機能も果たせずに、直接、結論が出たということになっていますが、そのときの市民一人一人の思いは違います。市民一人一人の思いの全然違う日を条例制定するのが果たしてよいのかという疑問が少しあります。例えば5月1日の丹波篠山市になった日は、気持ちがどうあれ、丹波篠山市が誕生した日ですから、それはそれで別によいと思います。ところが11月18日については、いろいろな思いがある中で、それも市長選挙も絡んでいましたので、住民投票だけで純粋に民度が高い市だというよりも、市長選挙の投票率も加味されてのことですから、なぜ11月18日が5月1日と横並びで入っているのかもよくわからないし、特にフェノールについては、もう企業努力もされて、そのときの反省もし、いろいろと社会的な制裁も受けてこられたと思います。なおかつもう10年ぐらいたってもまだフェノール、フェノールと言って、条例に明記するのはどうか。丹波篠山市として、そういうことは明記せず、純粋に危機管理月間を定めるということによいと思います。その理由づけにフェノールとか、例えば何かの災害があつて、土砂崩れがあつた、山崩れがあつた日を、何かの日となるならよいですが、フェノールという一企業の、人為的なミスがあつたかどうかわかりませんが、それをあえて条例に書くことにものすごく違和感があります。



純粹に危機管理だけをもっと前面に出して、今委員長がおっしゃったように、行政的な危機管理を進めるという月間に定めるのでよいのではないかと思いますし、とにかくこの3つを同時に一つの条例でくくってあるのは、私には違和感があります。

5月1日の企業懇談会からの提言にある丹波篠山を次世代に継承するために市名を変更したので、日を定めなくてもそのために丹波篠山市に名前を変えましたので、それを条例で日を設定しなくても私はよいと思いますし、違和感がとあるのはその辺です。平成11年4月1日は何もないのに、なぜこの日かがよくわかりません。

大上副委員長

以前、渡辺委員長が御質問されたときに内部協議で進めてこられたという経緯も聞かせていただいた中で、私も知り合いの方に、少しの期間ですけれども、いろいろお話を聞かせていただきました。10数人といろいろお話をさせていただきましたが、ほとんどの方が5月1日の丹波篠山の日は理解できるけれども、11月18日の制定までは必要ないという、そういった御意見がたくさんありまして、住民投票自体が良いイメージのものばかりではないので、あえて、そういったものは必要ではないとはっきり言われた方もおられました。

先ほどの御説明の中で、そういった市民の協力や協働体制をとっていくという思いはよく理解できますが、それイコール丹波篠山の日だけでよいのではないかと思いますし、例えば、丹波篠山市民の日をイベントやセレモニーで実施していくという今後の方向性を考えているのであれば、非常にそちらのほうに違和感がありますが、そうした協議はありましたか。そこまでの話になっていないのであれば、それは私が直接感じた意見としてお伝えします。

渡辺委員長

もう少し広く意見を聞いて、協議はどのようにされたのかということについては、いかがですか。

企画総務部

11月18日については、こちらとしては、おっしゃるようないろいろなことがありましたが、もうその日で賛成反対も全て乗り越えて、それぞれの思いを尊重して、変更することが決まったということで、それは市民参画によって、市民中心のまちづくりで、丹波篠山市が誕生したという思いを込めていますので、それまでの経過がどうであったかは、十分存じ上げておりますし、そういったものを乗り越えて、次へ進もうという思いで11月18日を設定しているということですので、こちらの思いとして、お伝えしておきます。

また、確かにおっしゃっていただいているように、全員協議会でも

御答弁申し上げましたが、広くいろいろな方の御意見を聞いたということではありませんが、こちらといたしましては先ほど申し上げましたように、令和2年度の市長の施政方針の中で、項目を立てて、条例で定めることを検討していきますということで申し上げているということでございます。

隅田委員 委員長に対してですが、この件については、執行部の説明、答弁もわかりますし、議員サイドのこともありますので、議員間討議でお願いします。

渡辺委員長 それでは、質疑を終了し、この後の議員間討議で協議願いたいと思います。

## 日程第2 議案第62号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

### 【主な説明】

議案書に基づき説明

### 【主な質疑】

隅田委員 今回、施設の利用者を増やすために、市民の入館料を無料にするという提案ですが、こういう施設の入館者を増やすためには、絶えず新しく更新していくような努力がないと1回、2回行けばもうそれでよいといったところがあると思いますが、そういう新しい魅力をつくるための努力を市がすると考えておられるのか、委託された業者が考え、それを市がサポートすると考えておられるのかお聞きします。

企画総務部 施設の基本的な設置につきましては、設置者であります市が当然すべきものと考えております。しかしながら、篠山チルドレンズミュージアムにつきましては、篠山再生計画の中で、経費がかからない方法での運営を検討するというこれまでの方針がありましたので、なかなか新規投資ができてこなかったというのが現状でございます。ただ直近になりまして、一定方向転換もしながらやってきており、数年前には、例えばちるみゅー城を新たに増設しました。ちるみゅー城につきまして約500万円の投資でしたが、そういった事業も行いながら進めておりますけれども、御指摘いただいたほど十分に投資ができていくかどうかという、先ほど言いました再生計画の中で、十分とい

うところまではいかないというのも現状ではないかと認識いたしております。加えまして、この施設につきましては利用料金制の指定管理者制度を導入しておりますので、そういった既存の施設と指定管理者の特にソフト面を活用した利用者増、あるいは魅力のアップを図っていく必要があると思いますので、この後御提案させていただきます指定管理の内容につきましてもそういったことを重視して、取り組んでいこうと考えております。新しい魅力というわけではございませんが、昨年からは、公共施設の整備ということでクーラーの置き換えなどを行っておりますので、徐々にではありますけれども新しい設備投資についても考えていく必要があると考えているところでございます。

隅田委員

今回、公園の整備ということで有居の遊具の取替えて、20年前に設置した遊具が危険だということで820万円でしたか、それをほぼ同じような遊具に更新するといった議題が出ておりました。チルドレンズミュージアムも10何年か経ちますので、指定管理者ともまた協議されながら、市としても、再生計画のこともあります。最近比較的行政運営もうまくいって、必要などころには、予算を付けていこうという流れにもなってきておりますので、ちるみゅーに1回行ってみようと、また新しくなったらしいと言っていたような行政としてのお金の投げ方といいますか、工夫の仕方も次の指定管理者に任せたいというのではなく、一緒に魅力をつくっていくような、そういう努力が必要ではないかと思っておりますので、財政面も心配されるところありますが、また知恵を絞っていただきたいと思っております。

企画総務部

御提案ありがとうございます。特にチルドレンズミュージアムにつきましては、子どもたちが触って遊ぶおもちゃがほとんどです。当時、非常に信じられないような額の遊具といいますか、常設するおもちゃがたくさんありましたが、今、全て修理もできずに使えなくなっておりますので、先ほどのちるみゅー城などの丹波篠山産材を使った遊具なども整備をしてきたところ。今コロナのことがございますので、全てその都度消毒をしないといけないということもあり、なかなかそのハンズオンの残っている遊具も十分に使えるところではございませんので、指定管理者の中で、ワークショップなどのソフト事業で何かをつくる教室など、そういったものがチルドレンズミュージアムのメインになってきておりますので、後の提案にもありますけれども、そういったところをできるだけ重視してやっていきたいと思っております。既存の設備については、指定管理者と十分協議をして、年次計画で一定

程度整備をしていきたいという思いはございます。しかしながら、市民利用率が20%台でございます。そういったこともあってなかなか十分な市民利用が進んでいないということもありましたので今回、大人の無料化によって親子で、ワークショップなどに参加していただくなど、市民の利活用を進めていくという思いで取り組んでおりますので、今おっしゃっていただいたことも含めて、十分協議をして進めていきたいと思っております。

安井委員

これまで例えば、団体やパスポート利用による割引がありましたが、市内の方は今回から無料になり、市外利用の方のお得感のある料金体系がなくなってしまいます。それによって、市内の利用は増えても市外の利用が大幅に減ってしまうのではないかと心配しますが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

企画総務部

条例改正後につきましては、1日換算が700円という規定でございますので、1日700円の額を超えない範囲であれば、指定管理者が任意に設定していただくことが可能と理解しております。例えば3日利用していただくと2,100円になりますけれども、その2,100円の中で、例えば、3日で1,000円ということもできますし、あるいは1年間で365倍した入館料になりますが、それを超えない設定ができますので、パスポートの制度につきましては、指定管理者の裁量で自由度を増して、利用しやすいような環境を整えていただけたらと考えております。

安井委員

例えば、ちるみゅーで地元の方がグランドゴルフをされていると思いますが、管理者が変わることによって、どのようになっていくのでしょうか。実際地元の方がちるみゅーを利用されて、ただ単にその草地を利用していた方はどのようになるのでしょうか。

企画総務部

市民の方につきましては無料で入っていただけるということでございますので、入館については無料という扱いになります。その中でどういうことができるかということについては、次の指定管理者の提案を受けた中で、進めていきたいと考えております。基本的には、現在の状況を変化させることがないように、担当としては協議していきたいと考えておりますし、この後で説明させていただきますけれども、そういう提案がいただけているものと解釈しております。

渡辺委員長

市民の大人も入館料を無料にすることによって、市からその入館者数に対する補填をすることになると思います。その負担が来年度から出てくる可能性があります。条例改正の影響による試算はどのよう

になっていますか。

企画総務部

市内の利用につきましては、年間約6,000人で推移しております。現時点でまだはっきりした数字が出せるわけではありませんが、約400万円程度、市民無料にかかる費用が発生するのではないかと試算いたしております。

日程第5 議第第68号 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

【主な説明】

議案書に基づき説明

【主な質疑】

渡辺委員長

非常に興味深い活動をこれまでからされている団体だと拝見させていただいていますが、少し気になるのが団体の大きさです。スタッフが4名と資料にあり、既に京都でも指定管理を受けられているということです。実際、それぐらいのスタッフで2つの指定管理施設を管理できるのか少し不安に思いますが、それについてはどう評価されたのかお伺いします。

企画総務部

スタッフにつきましては、チルドレンズミュージアムへ配置していただける人員ということでございますので、その他の施設はまた別と御理解いただけたらと思います。このスタッフの数につきましては、少なくとも現行以上にはなるという数字になります。

渡辺委員長

併設予定の多紀児童クラブの運営にも意欲を示されていると資料にあります。幾らかそういうような経験やあるいは、そういった運営できるようなスキルはお持ちなのですか。

企画総務部

多紀児童クラブの運営につきましては、こども未来課でこれから条例が決定された後に考えていかれることですが、現状が現状でございますので、現地を見学していただいたときに、そういうことについても少し打診させていただきました。この財団につきましては、京都市百井青少年村の近くで、京都市立の施設ではございませんが、学童クラブ的なものの運営の経験はお持ちであると聞かせていただいております。ただ、隣接したところに市の施設があるものですから、公には取り組めない、協力体制は組めないということですが、同様の

学童クラブ的なものについては、経験をお持ちだと聞かせていただいております。

足立委員

現指定管理者のドリームアウェイについても、長年、精力的に運営していただき、市のできないところを補完していただきました。経営的に厳しかった面もあると思いますが、企業イメージや企業理念に沿って、指定管理していただいていたものと思っておりました。ところが今回、こういう形になったということで、何か問題があったのではないかと推察します。今回、新しい方がこの指定管理を受けていただきますが、現指定管理者で何か問題があった問題はもう排除されているという認識でよいのですか。

企画総務部

ドリームアウェイにつきましては、前回の指定管理期間と今回の期間と合わせて8年間お世話になってきました。この8年間のうち、昨年度、令和元年度の事業執行については決算額で約150万円の黒字になりました。とはいうものの、ずっとこれまで赤字が続いていたということで、非常に経営的には御苦労されたというのが実態ではなかったかと思っております。その部分につきましてはその都度、経営支援ができるものがないのかということで、ちるみゅー一城の設置やエアコンの付け替えなど、市としても行ってきたところがございますが、なかなか抜本的なものには至っていないという状況だったのではないかと思っております。ドリームアウェイにつきましては、その赤字がということで、今回手を挙げられなかったということよりも、いろいろな御意見があらうかと思っておりますが、私どもが聞かせていただいていることは、神河町でされておりますキャンプが非常に盛況であること、またちるみゅーのスタッフの雇用において、なかなか人員確保が難しかったということがあります。そういったことで、より神河町に重点を置かれるのではないかと推測しているところでございます。

新たな指定管理者の雇用面につきましては、一定これから充実をさせていくということも含めて、以前の指定管理料よりも約200万円上乘せした形で提案いただいておりますし、これについて、市としてもこの提案額で議会にもお諮りしておりますので、赤字部分については一定市としては前向きに取り組んだということで御理解いただけるのではないかと思っております。

## ■議員協議

- 渡辺委員長 議員間で議論・確認等をしておいた方がよいこと等があれば、ご発言願います。
- 隅田委員 議案第61号丹波篠山市民の記憶にとどめる日及び月間を定める条例について、基本的には5月1日の丹波篠山の日だけとすることがよいと思います。他の11月18日、または危機管理月間は、各委員の考え方を伺っていても、除外するのが適切ではないかと私は思います。
- 安井委員 基本的に隅田委員の意見と同じですが、ただ、5月1日を丹波篠山の日とするのがよいのか、丹波篠山市誕生の日とするのがよいのか、名称については、検討の余地があると感じます。
- 渡辺委員長 今回の条例案ですが、事前に事務局とも相談して幾らか、委員会の裁量で微修正ができないかということはありませんでした。基本的に条例案の修正等も可能ですが、議案第61号については、各委員が言われるような修正をすることで、条例の趣旨が変わってしまいますので、そうした部分については、触ることはできないと思います。そうすると基本的にはマルかペケかという判断をしなければならないと思っています。
- 記憶にとどめる日等の条例について、ほかの委員から意見ありますか。
- 足立委員 委員長へ確認ですが、提案は2つの日と1つの月間の3つで条例が提案されています。委員長の話ですとマルかペケかということですが、そうすると5月1日はよいけれどもという話はできないという認識でよいのですか。
- 渡辺委員長 今日の説明もそうでしたが、やはりこの条例の主になっているのが11月18日ですので、そういった趣旨も含めて考えると5月1日だけを取り出して修正等を行うことは、今回の条例案そのものの提案を損ねてしまうこととなりますので、それは、委員会の裁量を超える部分であるという認識を持っています。
- 足立委員 予算の場合ですと、修正案を出す場合もありますが、条例の場合は提案に対してペケだけど、修正で一つだけ残すという提案はできないのですか。
- 渡辺委員長 事務局に説明させます。
- 議会事務局 条例についても修正はできますが、今、委員長がおっしゃったように、提案自体が5月1日、11月18日と月間を含めた条例制定の提案になっております。それを仮に2つ削り5月1日だけにするという

ことは、大きく提案内容の趣旨が変わってしまいますので、その場合は、議会として、そこまで修正する権限といいますか、裁量が及ばないと理解しております。

渡辺委員長

議案第61号については、もう少し時間をかけて審査するという方法もありますが、特にそうした意見がなければ、表決せざるを得ないと思いますが、いかがですか。

足立委員

前回の議会運営委員会では、総務文教常任委員が4人おりましたので、その時の委員長の思いも聞かせていただいておりますが、市民の意見を聞くために、採決を延ばすということをおっしゃったのですが、具体的に今日、採決に臨まないとして、この後、どのようにして採決まで行こうとされているのか、委員長の思いが何かあれば教えてください。

渡辺委員長

今回の審査で危惧しておりましたのが、広く市民の意見を聞くべきところ、パブコメの手続きなどがありませんでした。やはり市民の日を決めるということですので、ある程度、市民の意向も聞いておかなければ、議会として判断することがしんどいという思いがありました。そうしたことから、表決までに一旦、市民の声も聞けるような時間を少しとれたらという思いを最初持っていました。しかしながら、今日の審査でいろいろと各委員の御意見をいただく中で、市民の意見を聞く以前の話といいますか、フェノールも含めて、本来、これが本当に条例化することに馴染むのかという意見もありましたので、市民に聞くまでもなく、そういった条例に馴染まないということでしたら、委員会として、判断してもよいのではないかという思いを今持っております。

隅田委員

委員長の判断に異議はありません。

渡辺委員長

その他の条例等について、ご意見はございますか。

— 意見なし —

渡辺委員長

ないようですので、この後、条例等の表決を行います。

## ■表決

議案第61号 丹波篠山市民の記憶にとどめる日及び月間を定める条例

— 討論なし、賛成なしで否決 —



議案第62号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第66号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第67号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第68号 篠山チルドレンズミュージアムの指定管理者の指定について

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第69号 丹波篠山市立大山緑の会館の指定管理者の指定について

— 討論なし、全員賛成で可決 —

渡辺委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告を行いたいと思いますが、その報告については、委員長に一任いただきたいと思います。

また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員長において内容確認を行いたいと思います。

— 異議なし —

## ■所管事務調査

### 日程第9 行政事務事業評価について

渡辺委員長 行政事務事業評価について、各委員から提出のありました「審査・評価表」を私の方で取りまとめ、副委員長にも確認いただきましたので、その内容を事務局より説明させます。

— 議会事務局 内容説明 —

渡辺委員長 事務局からの説明が終わりました。10月29日（火）に開催が予

定されています予算決算委員会全体会での決算審査報告の参考資料とするため、総務文教常任委員会としての最終評価を行いたいと思います。ご意見等がありましたら、お願いします。

— 意見なし —

渡辺委員長 特に意見がないようですので、再度、委員長、副委員長において、内容を確認し、総務文教常任委員会としての最終評価としたいと思います。内容については、委員長、副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

渡辺委員長 散会宣告